

保 育 所 の 概 況

令和5年4月1日現在

保育所名	門司保育所(みどり園)			施設長名	白石 弘子
所在地	〒 800-0032 北九州市門司区不老町2丁目2-25				
電話番号	093-381-2002	FAX番号	093-391-9622	認可年月	昭和34年4月1日
設置主体	公益財団法人 鉄道弘済会			運営主体 (設置主体と異なる場合)	

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()			2階建()	階部分)
建物延床面積	832.21㎡		屋外遊戯場面積()	395㎡	

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	9		27		54		90
3号定員					9		27
開所時間	7:00 ~ 18:00		保育短時間の受入時間帯	9:00 ~ 17:00			
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						

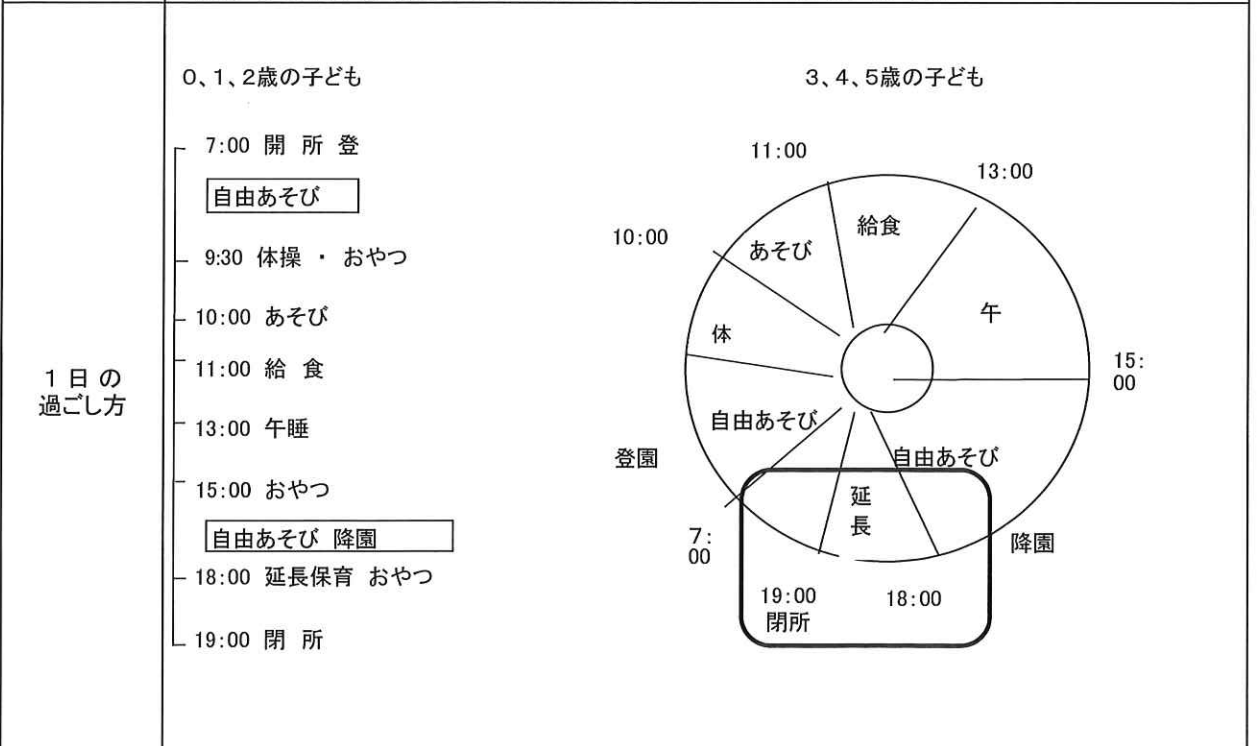
職員数	19人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(19人) 調理員(2人) その他(1人)
-----	-----	---------------------------------------

施設の目的及び運営方針

- 1 保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- 2 保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。
- 4 児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 北九州市児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

【保育方針】

- ・あそびの中に幼児体育を積極的に取り入れ、心と体をたくましく育てる。
- ・生き生きとした生活体験を通し、自主性、協調性、創造性を培う。
- ・家庭や地域社会との連携を密にして、信頼関係を構築し、子どもの健全な心身を育てる。



保育所名	門司保育所（みどり園）
------	-------------

年間行事 予定	4月 新年度入園進級説明会・クラス懇談会 もりのいえの保育	10月 滝の観音へ遠足 芸術鑑賞 小学校との交流 清掃活動 運動会
	5月 健康診断	11月 総合防災訓練 健康診断 芋掘り 秋の遠足
	6月 清掃活動 いのちのたび博物館見学 歯科検診	12月 生活発表会 サンタさんの日
	7月 七夕飾り 夏祭りごっこ	1月 マラソン大会 写真展(門司駅) わかば園とのサッカー交流
	8月	2月 豆まき 小学校との交流
	9月 防災の日 運動会予行練習	3月 卒園式 お別れ会

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業(保育時間 18時～19時) ・一時預かり保育事業 ・地域活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ①育児相談 ②老人福祉施設との交流 ③講演会及び学習会の開催 ④園庭・施設開放
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●副食費(月額 4,500円) 主食費(月額 2,000円) → ごはん、パン、おかず、おやつ、お茶、牛乳など ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 210円) → 万一の怪我等に備えて加入するもの。 ●保護者会費(月額 400円) → イベント運営経費等に使用するもの。 ●帽子代金(1,000円程度) → 外遊びや園外保育時に使用するもの。 ●体操服(上下)(4,600円程度) → 2歳以上児から使用するもの。 ●あそび着(2,100円程度) → 3歳以上児から使用するもの。 ●行事に係る費用(1,000円程度) → お泊り保育時の夕食、朝食代 ●絵本教材費(月額 500円程度) → 絵本代
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当保育所の職員は、保育の提供を行っているときに児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。 2 保育の提供により事故が発生した場合は、北九州市保育課及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。 3 当保育所は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。 <p>【非常災害対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当保育所は、様々な非常災害(地震・火災・水害等)に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(以下、「計画等」という)を作成することとする。 2 当保育所は、計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。 3 当保育所は、少なくとも毎月1回以上、災害を想定した対応訓練を実施するものとする。 4 当保育所は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。 <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>当保育所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。</p>
-------------	--